

山形県水資源保全条例施行規則の一部改正（案）に対する意見

1 パブリック・コメント

(1) 意見の募集期間

平成28年3月9日（水）から3月22日（火）まで

(2) 提出された意見の件数

0件

2 市町村から提出された意見

	意見	回答
1	「森林法第5条第1項に規定する地域森林計画で定める同条第2項第1号の森林の区域」について、指定される森林が、何をもちて指定されるのかが不明瞭であるため、「水資源の涵養が期待される」等の表現を加えるべきではないか。	水資源保全地域については、山形県水資源保全条例第9条第1項で「水資源を保全するために適正な土地利用を図る必要があるもの」と規定しているところです。
2	都市計画法に基づく工業専用地域等と地域森林計画で定める森林の区域が重複するエリアが水資源保全地域として指定されないよう、その前提として当該エリアが「公共の用に供される水に係る取水地点及びその周辺の区域」から除外されるよう、その運用にあたっては、市町村との連携など特段の配慮をお願いしたい。	水資源保全地域の指定に当たっては、条例上もあらかじめ関係市町村長の意見を聴くこととされているところであり、市町村と十分な調整を図ってまいります。